

令和 7 年度
多様な主体との人材マッチング事業実施委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 3 月

川崎市市民文化局
コミュニティ推進部協働・連携推進課

1 件名

令和7年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務概要

(1) 目的

多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けて、多様な市民の参加を促進するため、プロボノを活用した地域貢献の取組を推進することを目的とし、本事業を実施する。

運営上の課題を抱えていたり、活動のステップアップを目指す市民活動団体や町内会・自治会等と、地域貢献に関心のある人材（プロボノワーカー）とをマッチングし、プロボノの活用による団体の課題解決を図ることで、地域課題の解決に多様な市民が関わる土壌づくりを行う。併せて、継続的なプロボノ活動への参加に向け、参加者のネットワーク形成を行う。

(2) 内容

ア 参加者（プロボノワーカー）の募集

イ 参加団体の募集と団体ヒアリング

ウ プロボノワーカーと参加団体のマッチング

エ 団体の課題解決に向けたプロジェクトの実施（支援活動の具体化、進行状況のフォロー）

オ プロボノによる町内会・自治会のデジタル化支援に特化したプロジェクトの企画及び実施

カ 振り返り会の実施

キ 市民向け講演会の開催

ク プロボノ広報チラシ、事例紹介等の作成

ケ 各種説明会における会場・講師の手配及び支払い（オンライン開催の場合にはオンライン会議環境の整備）

コ 協働・連携ポータルサイト等を活用したプロボノに関する情報発信

サ 報告書の作成

4 契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（公募型プロポーザル方式）

5 事業規模（予算概算額）

3,002,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※提案額が予算概算額を超過している場合は失格となります。

6 応募資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でない

こと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和 7・8 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者であること（業種コード：99 その他業務 種目コード：99 その他）。

ただし、参加意向申出書提出時において業者登録申請中の場合、企画提案会（令和 7 年 5 月 7 日 予定）までに業者登録されていれば、資格を認める。

7 手続日程（予定）

募集開始	令和 7 年 3 月 28 日（金）
質問書の提出締切	令和 7 年 4 月 7 日（月）
参加意向申出締切	令和 7 年 4 月 10 日（木）
企画提案書等の提出締切	令和 7 年 4 月 21 日（月）
企画提案会の開催	令和 7 年 5 月 7 日（水）
審査結果通知	令和 7 年 5 月下旬頃

8 担当部署

書類の配布、提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 木野田・萩原
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 企画提案書、辞退届等の提出の際は、日付と住所に御注意ください。
電話番号	044-200-2168
電子メール	25kyodo@city.kawasaki.jp
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く。）

※書類については下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/250/0000175106.html>

9 応募手続

(1) 参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	参加意向申出書（様式 1）、実績表
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和 7 年 4 月 10 日（木） ※郵送の場合は必着

(2) 質問の提出・回答

質問がある場合は、質問書（様式 2）を令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時 15 分までに電子メールで送付してください。回答は令和 7 年 4 月 9 日（水）までに電子メールで参加予定事業者全員に送付します。

(3) 提案資格確認結果通知書の交付

資格の有無を確認し、令和7年4月14日（月）までに電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式3）」を送付します。

※「参加資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書については、最低限、以下の内容を含むよう作成してください。また、作成にあたっては、具体的な表現により記載するよう留意してください。

ア 提案内容の趣旨

イ 本事業の目的達成に向けた手法及びその考え方

ウ 事業実施内容

（ア）参加者の募集方法

（イ）参加団体の募集方法

（ウ）参加者と参加団体のマッチング、チーム編成方法

（エ）プロボノ活動の実施及びサポート手法

（オ）町内会・自治会のデジタル化支援に特化したプロジェクトの企画内容及び実施方法

（カ）事業全体の運営方法

（キ）支援内容等の結果発表方法

（ク）プロボノ及び本事業の認知度向上、市民の地域活動参加の促進に向けた取組方法

エ 事業実施スケジュール

(5) 企画提案書等の提出

「参加資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

※様式自由。なお、③実績表については、必要に応じホームページに添付されている実績表を使用してください。

必要書類	①企画提案書：当該業務の企画提案内容を記載 ②見積書：積算根拠がわかるよう内訳を記載 ③実績表：近年の主な類似業務の件名、発注者、金額、内容などを記載 ④団体概要：団体の理念、業務内容などがわかる資料（パンフレットなどで可）
留意事項	上記書類を正本1部と電子データ一式（PDF形式）で御提出ください。 ※正本を郵送で提出する場合、書留郵便等の配達した記録が残る形でお送りください。
提出締切	令和7年4月21日（月） ※郵送の場合は必着

10 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、令和7年4月14日（月）から令和7年4月21日（月）の午

前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）までに辞退届（様式4）を郵送により申し出ください。※郵送は令和7年4月21日（月）必着

1.1 企画提案会

(1) 開催概要（予定）

日時	令和7年5月7日（水）午前 ※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
参集場所	担当部署 ※参集場所から会場等へは担当者がご案内します。
会場	川崎市市民文化局会議室
内容	企画提案書の説明15分、質疑応答10分 ※プロジェクター等はありません。 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は2名以内とします。

(2) 評価基準

業務への理解度	15点	○事業目的を十分理解しているか。 ○仕様書の内容・趣旨に沿った提案内容となっているか。
企画提案の内容	60点	【意欲性】（10点） ○事業に対する意欲が高いか。 【独自性】（15点） ○事業者の特性・特徴を生かした創意・工夫のある提案内容となっているか。 【具体性】（25点） ○多様な主体（市民活動団体、町内会・自治会、企業人、一般の市民など）の参加が見込まれるような具体的な提案内容となっているか。また、仕様書に定める定員の充足に向けて、十分な集客が見込まれるような提案内容となっているか。 ○町内会・自治会のデジタル化支援に特化したプロジェクトについて、多くの町内会・自治会に共通の課題を設定しているか、また、課題解決に資する企画内容となっているか。 ○事業の実施により、参加者や参加団体等において課題解決が進み、また、地域において社会貢献、ボランティア意識が高まることが見込まれるか。 ○参加者及び参加団体のネットワーク形成や、継続的なプロボノ活動につながる提案内容となっているか。 【実現可能性】（10点） ○提案の取組内容、規模等は適正か。
知識、能力、実	10点	○提案団体は、本市の協働・連携の取組に関する知識を十分備えて

績		いると認められるか。 ○同種の業務実績があるか。
事業実施体制	10点	○実施スケジュールや計画が、実現可能な内容となっているか。 ○事業実施に必要なスタッフ体制が確保できると認められるか。
企画内容と見積書の整合性	5点	○仕様書の内容が全て見積書に反映されているか。 ○企画提案内容と見積額を比較して、相当な見積額となっているか。

※全委員の評価点を平均した点数が60点に達しない事業者は、受託者として特定しない。

(3) 同点の場合の措置

「企画提案の内容」の得点が高い団体を特定します。「企画提案の内容」も同点の場合は「企画提案の内容」の内訳の「具体性」と「独自性」の合計得点が高い団体を特定します。それでも同点の場合は、見積書の金額が低い団体を特定します。

1.2 結果

審査結果は、令和7年5月下旬頃に文書（様式5）で通知します。また、市ホームページで公表します。

1.3 その他

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (4) 契約保証金は、免除とします。
- (5) 契約書の作成は、必要とします。
- (6) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、下記ホームページで閲覧できます。

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語、日本円に限ります。
- (8) 関連情報を入手するための窓口は「8 担当部署」と同じです。